

公 告 書

公告 第317号
令和2年2月10日

規約の一部変更について

令和2年3月1日から当健康保険組合の規約を別紙のとおり変更する。

(第66条を第68条とし、第65条を第67条とし、第64条を第66条とし、第9章を第10章とし、第63条の1を第65条とし、第8章を第9章とする。

また、第45条から第63条まで1条ずつ繰り下げ、第5章から第7章まで1章ずつ繰り下げ、第44条の次に第5章保険料及び（保険料及び調整保険料の負担割合）第45条を加える。）

サンデン健康保険組合
理事長 寺尾 博己



新旧条文対照表

新条文	旧条文
<p>第 1 条～第 44 条 (略)</p> <p>第 5 章 保険料 (<u>保険料及び調整保険料の負担割合</u>)</p> <p>第 45 条 <u>一般保険料額、介護保険料額及び調整保険料額の負担割合は、事業主と被保険者折半とする。</u></p> <p>2 <u>被保険者の保険料 1 円未満は切り捨てとする。合計保険料から被保険者の保険料を差し引いた分は事業主が負担する。</u></p> <p>(<u>特定被保険者の保険料額</u>)</p> <p>3 <u>この組合において、介護保険第 2 号被保険者たる被保険者以外の被保険者（介護保険第 2 号被保険者たる被扶養者があるものに限る。）に関する保険料額は一般保険料額と介護保険料額との合算額とする。</u></p> <p>第 6 章 財務 (<u>会計年度独立の原則</u>)</p> <p>第 46 条 (略) (<u>会計年度所属区分</u>)</p> <p>第 47 条 (略) (<u>予備費の費途</u>)</p> <p>第 48 条 (略) (<u>準備金の保有方法</u>)</p> <p>第 49 条 (略) (<u>準備金以外の積立金の保有方法</u>)</p> <p>第 50 条 (略) (<u>組合財産の管理方法</u>)</p> <p>第 51 条 (略)</p> <p>第 7 章 公告 (<u>公告の方法</u>)</p> <p>第 52 条 (略)</p>	<p>第 1 条～第 44 条 (略)</p> <p>新設</p> <p>第 5 章 財務 (<u>会計年度独立の原則</u>)</p> <p>第 45 条 (略) (<u>会計年度所属区分</u>)</p> <p>第 46 条 (略) (<u>予備費の費途</u>)</p> <p>第 47 条 (略) (<u>準備金の保有方法</u>)</p> <p>第 48 条 (略) (<u>準備金以外の積立金の保有方法</u>)</p> <p>第 49 条 (略) (<u>組合財産の管理方法</u>)</p> <p>第 50 条 (略)</p> <p>第 6 章 公告 (<u>公告の方法</u>)</p> <p>第 51 条 (略)</p>

第 8 章 保険給付

(一部負担還元金)

第 53 条 (略)

(付加給付)

第 54 条 (略)

(傷病手当付加金)

第 55 条 (略)

(延長傷病手当付加金)

第 56 条 (略)

第 57 条 削除

第 58 条 削除

第 59 条 削除

第 60 条 削除

(家族療養付加金)

第 61 条 (略)

(合算高額療養付加金)

第 62 条 (略)

(訪問看護療養付加金)

第 63 条 (略)

(家族訪問看護療養付加金)

第 64 条 (略)

第 9 章 個人情報保護

(個人情報保護の徹底)

第 65 条 (略)

第 10 章 その他事業

(施設の利用等)

第 66 条 (略)

(高額医療費貸付)

第 67 条 (略)

(出産費貸付)

第 68 条 (略)

第 7 章 保険給付

(一部負担還元金)

第 52 条 (略)

(付加給付)

第 53 条 (略)

(傷病手当付加金)

第 54 条 (略)

(延長傷病手当付加金)

第 55 条 (略)

第 56 条 削除

第 57 条 削除

第 58 条 削除

第 59 条 削除

(家族療養付加金)

第 60 条 (略)

(合算高額療養付加金)

第 61 条 (略)

(訪問看護療養付加金)

第 62 条 (略)

(家族訪問看護療養付加金)

第 63 条 (略)

第 8 章 個人情報保護

(個人情報保護の徹底)

第 63 条の 1 (略)

第 9 章 その他事業

(施設の利用等)

第 64 条 (略)

(高額医療費貸付)

第 65 条 (略)

(出産費貸付)

第 66 条 (略)